

事前アンケート作成に係る留意事項 ※別添「事前アンケート」とあわせてご覧ください。

6. 事業開始のプロセスにおける取り組み、広報の取り組み

- 法人後見事業の開始にあたっては、事前に組織内での検討事項の整理や定款変更、諸規程・実施要綱等の作成など、調整すべき事項は多岐に渡ります。
特に後見業務は、長期的・継続的になるため、役職員の合意形成と受任件数に対応できる体制の整備に留意する必要があります。
- 法人後見事業開始のプロセスにおける課題や工夫、試行錯誤したことを記入してください。
- また、法人後見の広報活動の方法や対象、周知を行ったことによる効果等を記入してください。

7. 成年後見制度の相談受付・法人後見の受任検討における取り組み

- 成年後見制度の利用に関する相談から、法人後見での受任決定までのプロセスにおいて、多角的な検討が行われることにより、本人の権利擁護に資する結果につながります。
- 成年後見制度利用の検討、申立人の検討、後見人等候補者の検討、法人後見での受任検討など、各検討段階で取り組んでいること、課題等を記入してください。

8. リスク管理

- 後見人等が不適切な後見事務を行うと、重大な権利侵害を引き起こすこととなります。後見人等を解任されるほか、損害賠償等の民事責任を問われたり、業務上横領罪等の罪で刑事責任を問われたりします。
- 法人後見においても、組織的なリスク管理が重要となり、法人の意思決定の手順の整備から実施体制の確立とその維持が必要です。
- 業務が適切に行われているか日常的に点検・確認する方法や内部けん制の仕組みについて記入してください。

9. 定例業務における取り組み

- 法人での後見等開始後、本人との定期的な面会による状況把握、身上保護、日常的な金銭管理、特殊な財産管理（税務申告や税金の納付、留守宅管理、居住用不動産の処分等）、遺産分割や相続に関する手続き、家庭裁判所への継続報告等を行います。
- 法人後見の定例的な業務において取り組んでいること、課題等を記入してください。

10. 後見等終了時の業務における取り組み

- 被後見人等が亡くなった場合、後見人等の任務は終了します。やむを得ず、応急処分事務として対応する場合があります。
- 被後見人等の死後に関する事務として取り組んだこと、課題等を記入してください。

11. 市町村・中核機関等との連携

- 法人後見事業を実施するにあたって、市町村・中核機関等と連携していること、課題等を記入してください。
例：被後見人が低所得者の場合、十分な報酬が得られないため、成年後見制度利用支援事業の活用や財政支援について市町村と協議した。
例：市町村が開催する市民後見人養成講座に講師として協力しているほか、講座修了者は法人後見支援員として活動している。

12. 家庭裁判所との連携

- 法人後見事業を実施するにあたって、家庭裁判所と連携していること、課題等を記入してください。
例：被後見人等の関係において、利益相反行為とみなされないか、事前に家庭裁判所に相談している。

13. その他

- 法人後見事業を実施していたからできたこと（実施していなければできなかったこと）
- その他、担当として感じている課題、他の参加者に聞きたいこと等